



秘文 Endpoint Protection Service トライアルサービス利用約款

2024年 3月
株式会社日立ソリューションズ

第1条 約款の適用

株式会社日立ソリューションズ(以下「当社」といいます。)は、この秘文 Endpoint Protection Service トライアルサービス利用約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより秘文 Endpoint Protection Service トライアルサービスを提供します。

第2条 定義

本契約において利用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1)「本サービス」とは、当社の提供する「秘文 Endpoint Protection Service トライアルサービス」をいいます。
- (2)「本アプリケーション」とは、本サービスの一部として当社より提供される評価用のアプリケーションをいいます。
- (3)「サービス提供準備作業」とは、当社がお客様へ本サービスを提供するにあたっての、当社による本サービス提供環境の準備作業をいいます。
- (4)「ユーザ」とは、本サービスの提供を受けるすべての利用者をいいます。
- (5)「サービス情報」とは、本サービスを利用する際に、当社が発行するアカウントの情報をいいます。
- (6)「登録情報」とは、当社により本サービスへ登録される各種登録情報をいいます。

第3条 本サービス利用に関する権限許諾

1. 当社は、本サービスを無償で公開し、お客様に対しその使用許諾を行うものとします。
2. 別紙として添付する「アプリケーション使用許諾書」に合意することを前提に、当社はお客様に対し本アプリケーションの使用許諾を行うものとします。
3. 前項の許諾は、非独占的な権利とし、当該権利を第三者に貸与及び譲渡してはならないものとします。

第4条 サービス提供準備作業

当社は、お客様からの本サービスの申し込み内容に従い、サービス提供準備作業を遂行するものとします。ただし、お客様からの申し出により作業内容に変更が生じた場合又は当社の責めに帰することができない事由により作業内容を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。

第5条 サービスの開始と期間

1. サービス提供準備作業が完了し、当社により本サービスの提供が可能であると判断された際、当社のお客様に対し、サービスの開始が可能である旨を通知し、本サービスの提供を開始するものとします。
2. 本サービスのサービス提供期間は、本サービスの開始が可能である旨を通知した日(以下「サービス開始日」といいます。)から本サービスの利用申込書で定めた利用期間とします。

第6条 サービスの種類と内容

1. 本サービスでは、以下の Web インタフェースを提供します。
 - (1) ログの管理
本サービスのログを確認する機能
 - (2) クライアントプログラムの提供
本サービスのクライアントプログラムを提供する機能
 - (3) セキュリティポリシーの管理
本サービスのセキュリティポリシーを設定する機能
2. 本アプリケーションでは、以下の機能を提供します。
 - (1) クライアントプログラム
本サービスを利用するためのクライアント機能
 - (2) ファイルサーバ
共有フォルダの暗号化機能

第7条 サービス情報に関する事項

1. 当社は、第5条のサービス開始の通知の際、お客様へサービス情報(契約者アカウント情報)を通知します。
2. お客様は、ユーザに対し本サービスを利用させるにあたり、お客様の責任においてユーザに本約款(別紙として添付する「アプリケーション使用許諾書」を含む)の諸条件を確認させ、遵守させるものとします。

第8条 本サービス利用における義務・制限

1. お客様は、本サービス及び本アプリケーションを日本国内でのみ利用するものとし、又はユーザに利用させるものとします。
2. 本サービス及び本アプリケーションの提供言語は、日本語のみとします。
3. 本サービスのサービス提供期間終了後、当社は登録されたすべての登録情報を予告なく削除します。お客様は、本サービスのサービス提供期間終了以降、本サービスへの一切のアクセスはできなくなり、本サービスのクライアントプログラムも使用できなくなることに同意するものとします。なお、当社は、本サービスのサービス提供期間終了に伴い削除した登録情報の復旧は行わないものとします。
4. 当社は、本サービス提供期間中の登録情報のデータ完全性等の保証及びデータ保管義務を負わないものとし、登録情報について一切の保証を行わないものとします。

第9条 お客様の責任

お客様は本サービス及び本アプリケーションの提供を受けるにあたり、次の責任を負うものとします。

- (1) お客様は、お客様により当社又は本サービスへ送付、格納された登録情報に関し、その正確性、品質、整合性、合法性、信頼性及び適切性についてお客様が単独でその責任を負います。
- (2) お客様は、ユーザに対して本約款に基づき開示する場合を除き、サービス情報及び本アプリケーションを第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理するものとします。サービス情報及び本アプリケーションのお客様の管理不備、使用上の過誤等によりお客様又はユーザが損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 第三者がお客様のサービス情報を用いて、本サービスを利用した場合、当該行為はお客様の行為とみなされるものとし、お客様はかかる利用についての費用その他の債務一切を負担するものとします。また、当該行為により当社が損害を被った場合、お客様は当社へ当該損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意又は過失によりお客様のサービス情報が第三者に利用された場合はこの限りではありません。
- (4) 本サービス及び本アプリケーションの利用に際し、すべての適用ある日本法及び外国法を遵守します。
- (5) 登録情報の抹消、改変、破壊、損害、損失、保存の失敗やその他、お客様に発行されたサービス情報及び本アプリケーションを無断で使用した者の一切の行為の結果については、お客様がその責任を負います。

第10条 利用責任者の選任

1. 当社は、本サービスの申込者を本サービスの利用に関する利用責任者として定め、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通じて行うものとします。
2. 利用責任者に変更が生じた場合、お客様は、当社に対し、速やかにその旨を通知するものとします。

第11条 禁止事項

1. お客様は次の行為を行うことも、また第三者に行わせることもしてはならないものとします。
 - (1) 本サービス及び本アプリケーションを本サービス及び本アプリケーションの評価・試行以外の目的で使用する。
 - (2) 本サービス及び本アプリケーションを第三者にライセンス、サブライセンス、販売、再販売、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェア又はその他の商業的に利用、若しくは利用可能にすること。
 - (3) 本サービスに対し、スパム・メール、反復メール、迷惑メール等を送付すること。

- (4)他のユーザに関する電子メールアドレスなどの情報又は登録情報を当該ユーザの同意なしに取得、収集、集積すること。
 - (5)児童に対する重大な有害性のあるもの及び第三者のプライバシーを侵害するものを含め、権利侵害的なもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、名誉毀損的なもの、その他非合法的なもの若しくは不法行為を構成するものを本サービスに対し送付し又は格納すること。
 - (6)商標権、著作権、パブリシティ権など第三者の知的財産権その他の権利を侵害する可能性のある内容を送信すること。
 - (7)ソフトウェア・ウィルス、ワーム、トロイの木馬、又はその他の有害なコンピュータ・コード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを含むものを本サービスへ送付し又は格納すること。
 - (8)本サービス又は本サービスに含まれる登録データの整合性若しくは機能を妨害し、又は混乱させること。
 - (9)本サービス又はその関連システム若しくはネットワークに対する無制限のアクセスを試みること。
 - (10)本サービス及び本アプリケーション、これらに含まれるコンテンツ若しくは当社の有する知的財産権を変更し、複製し、又はそれらをベースとして生成物を作成すること。
 - (11)本サービス及び本アプリケーションに次の目的でアクセスすること。
 - (ア)競合する製品又はサービスを構築する目的
 - (イ)本サービス及び本アプリケーションと類似のアイデア、特徴、機能を使用した製品又はサービスを作成する目的
 - (ウ)本サービス及び本アプリケーションのアイデア、特徴、機能を複製する目的
 - (12)他のユーザが本サービス及び本アプリケーションを使用し、その便宜を享受することについて嫌がらせをしたり妨害したりすること。
 - (13)当社に無断で本サービス及び本アプリケーションの情報を蓄積すること。
2. 当社は、前項各号に定めるお客様の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、お客様がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実が発生していること、その蓋然性が大きいこと等当社が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の要求なしに本サービスの全部又は一部に対し利用停止の措置を講じることができるものとします。
 3. 当社は、前項の場合、お客様と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部の削除することができるものとします。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実が発生していること、その蓋然性が大きいこと等、当社が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合には、事前の協議なく情報の削除を行うことができるものとします。
 4. 当社は、当社がお客様に対し発行したサービス情報が不正に利用された旨の通知をお客様から受けた場合は、お客様と協議の上、サービス情報の変更などの必要な措置を講じるものとします。
 5. 前3項の実施に伴い、お客様に何らかの損害が発生しても当社は一切の責任を負わないものとします。

第12条 情報管理の方法

当社は、登録情報の元になるお客様からの提供情報に関する電子文書・電磁的記録(以下「電子文書等」といいます。)の保存・管理及び破棄に関しては、次の各号に従うものとします。

- (1)電子文書等を記録した媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出及び授受に関しては、管理記録を整備することとします。
- (2)電子文書等の保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者を記録するログを取得し、保存することとします。

第13条 通信利用の制限

当社は、天災・事変その他の不可抗力が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防、救援、若しくは交通、通信、電力供給の確保、秩序の維持など、公共利益、緊急を要する事項を優先的に取り扱うために、本サービスを停止する措置をとることができるものとします。また、これに対し当社は何らの責任も負担しないものと

します。ただし、事前又は事後にお客様に対し停止理由等、お客様へ説明するものとします。

第14条 本サービスの停止

1. 当社は、次の各号の場合には本サービス提供の全部又は一部を停止することができるものとします。
 - (1)データセンターの保守・工事その他やむを得ない事由があるとき。
 - (2)電気通信事業者が電気通信業務を中断・中止したとき。
 - (3)お客様及び当社が別途合意した事由に基づくとき。
2. 当社は、お客様につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1)お客様が本約款の各条項に違反したとき。
 - (2)前号のほか、お客様の責めに帰すべき事由により当社の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。
3. 前2項の場合、当社は、その事由の発生後直ちに本サービスが停止される時期及びその期間をお客様に対し通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由の場合は相当期間内の通知をもって足りるものとします。
4. 本サービスが停止した場合においても、当社は、これに対する責任は一切負担しないものとします。

第15条 本サービスの変更・終了

1. 当社は、お客様への事前通知により、本サービスの提供をいつでも変更・終了することができるものとします。
2. 前項に関する通知は、利用責任者を通じて行うものとします。

第16条 機密保持

1. 本約款において「機密情報」とは、一方当事者(以下「開示当事者」といいます。)が他方当事者(以下「受領当事者」といいます。)に開示する一切の情報であって、次項に定める方法で秘密であると指定されたものをいう。なお、機密情報は、次のものは含まないものとします。
 - (1)お客様により本サービスのシステム環境へ登録された登録情報
 - (2)一般的に公知である又は受領当事者の責によらず公知となった情報
 - (3)開示当事者による情報の開示以前に受領当事者が知得していた情報
 - (4)受領当事者が独自に開発した情報
 - (5)受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
2. 開示当事者は、前項に定める機密情報としての取扱いを要する情報を受領当事者に開示する場合、次の各号に定める方法でこれを行うものとします。
 - (1)文書で提供する場合、その文書上に「Confidential」等秘密である旨を表示して受領当事者に提供すること。
 - (2)記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。)により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、受領当事者に提供すること。
 - (3)口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を受領当事者に告げ、当該口頭による開示後10日以内に、前2号に定めるいずれかの方法により受領当事者に提供すること。
3. 受領当事者は、開示当事者の機密情報を本約款に基づく契約の履行の範囲外の目的で開示し又は使用してはなりません。ただし、開示当事者の事前の書面による許可が有る場合を除きます。
4. 受領当事者は、開示当事者の機密情報を、自らの同種の情報を保護するのと同じ方法により保護することに同意します。ただし、如何なる場合にも機密情報の保護における相当な注意を下回ることがあってはならないものとします。
5. 前項にかかわらず、受領当事者は各々日本国又は外国における官公庁、裁判所その他公的機関から法令

等に基づく開示命令又は開示要求があったときには、其の命令又は要求に従い秘密情報を開示することができるものとします。ただし、開示にあたっては原則として事前に開示当事者に通知するものとし、事前の通知が困難な場合には開示後直ちに開示当事者に通知しなければならないものとします。

6. 本条の定めは、本約款に基づく契約の終了後1年間有効に存続するものとします。

第17条 責任の制限

本サービスに起因し又は関連してお客様に損害が発生した場合、契約責任であると不法行為責任であると、又はその他の責任理論に基づくものであることを問わず、当社はお客様に対し、損害賠償責任も含め一切の責任を負わないものとします。

第18条 係争処理

1. お客様は、本サービスの利用に際し第三者との係争が発生した場合は、速やかに当社に連絡するものとします。その際、お客様は当社に一切迷惑をかけないものとし、当社は当該係争に関して一切の責を負わないものとします。
2. お客様の責に帰すべき事由によって当社が訴えられた場合、当社はお客様に連絡して対応を協議するものとします。その際、係争解決のために支出した金銭(弁護士費用等を含みます。)は、お客様に請求するものとします。

第19条 解除

1. 当社は、お客様が本約款のいずれかの条項に違反し、当該違反を是正するための相当期間を定めた催告を行ったにも拘わらずこれが是正されないときは、何らの催告も要せず本約款に基づく契約を解除できるものとします。ただし、お客様の本約款違反が故意又は重過失に基づく場合はこの限りではなく、事前の通知を行った上で直ちに本約款に基づく契約を解除できるものとします。
2. お客様が次の各号に該当する場合は、当社は何らの催告も要せず本約款に基づく契約を解除できるものとします。
 - (1) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始又は更生手続開始の申立てを受けたとき。
 - (2) 自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをしたとき、又は清算に入ったとき。
 - (3) 当社又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 支払を停止したとき。
 - (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
 - (6) 当社若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
3. 前2項の場合、お客様は当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。なお、本約款に基づく契約の解除は、お客様に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第20条 暴力団等の排除

1. お客様及び当社は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
 - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
 - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
 - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
 - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
 - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
 - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. お客様及び当社は、自己が本約款の履行のために用いる者(個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。)が前項各号のいずれかに該当した場合、本約款の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
 3. お客様又は当社が前2項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本約款に基づく契約を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、相手方は賠償義務を負わないものとします。

第 21 条 契約終了に伴う措置

1. 本約款に基づく契約の終了にともない、当社は本サービスのシステム内、占有下又は管理下にあるすべて又は一部の登録情報の消去を行うことができるものとします。その際、当社は補償その他の責任は一切負わないものとします。
2. 本約款に基づく契約の終了後も第8条(本サービス利用における義務・制限)第2項・第3項、第9条(お客様の責任)、第11条(禁止事項)第5項、第16条(機密保持)、第17条(責任の制限)、第18条(係争処理)、第20条(暴力団等の排除)、第24条6項(準拠法)、第24条7項(裁判管轄)、第24条8項(輸出等の処置)及び第24条11項(個人情報の開示・漏洩等に関する事項)は、有効であるものとします。

第 22 条 再委託

1. 当社は、本サービスの遂行の全部又は一部を必要に応じて第三者に委託することができるものとします。
2. 前項により当社が本サービスの一部又は全部を第三者に再委託する場合には、当社は、当該第三者に対して、本約款に定める当社の機密保持義務と同等の義務を課すものとします。

第 23 条 提供条件の変更

当社は、本約款を変更する場合があります。この場合、本サービスの提供条件は、変更後の約款によるものとします。

第 24 条 一般条項

1. 両当事者の関係

本約款に基づく契約は、お客様及び当社間において、パートナーシップ、フランチャイズ、ジョイントベンチャー、代理関係、信託又は雇用関係を創設するものではありません。

2. 通知

本約款に基づく通知は、電子メール、書面又は当社のWebサイトに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行うものとします。当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社のWebサイトへの掲載の方法により行う場合には、お客様に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又は当社のWebサイトへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

3. 放棄及び救済の重畳性

お客様又は当社が本約款に基づく権利を行使せず、又はその行使を遅延しても、それは当該権利の放棄ではありません。本約款において明示的に定められている場合を除き、本約款が定める救済は、お客様又は当社が法に基づいて与えられている救済を排除するものではありません。

4. 契約の可分性

本約款のいずれかの条項が権限のある裁判所によって法律に違反すると判示された場合、当該条項は裁判所によって修正されたとみなされるものとし、当初の条項の目的を可能な限り達成できるように、法律が許容する

最大限の範囲で解釈されるものとします。この場合、本約款の規定はそのまま有効であるものとします。

5. も相手方の事前の明示的な書面による同意がなければ、法律の規定に基づくものであると否にかかわらず、本約款に基づく契約に関する権利又は義務を譲渡又は継承することはできません。

6. 準拠法

本約款は、日本法に準拠するものとします。

7. 裁判管轄

お客様及び当社は、本約款に基づく契約により生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

8. 輸出等の処置

本サービスを国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に提供したり、そのような目的に自ら使用したり第三者に使用させたりしないものとします。また、お客様が本サービスの利用において、直接又は間接に輸出等を行う場合には、お客様は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規等、輸出に必要な事項を確認の上、必要な手続をとるものとします。

9. 完全なる合意

本約款及びこれに基づき作成されたすべての添付別紙は、お客様及び当社における完全なる合意によって構成するものであり、成立以前のお客様及び当社間のすべての口頭又は文書による打合せにとって代わるものであります。本約款とその添付別紙との間に齟齬がある場合は、その齟齬がある限度において本約款・添付別紙の順に優先するものとします。

10. 協議解決

お客様及び当社は、本約款の各条項の解釈に疑義のある場合及び本約款に定めなき事項については、本約款に基づく契約が相互の信頼関係に基づき継続的に履行されるものであることを考慮し互いに誠意をもって協議し、その解決を図るものとします。

11. 個人情報の開示・漏洩等に関する事項

当社は、本サービスに関連してお客様から開示された個人情報を善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、お客様の書面による事前の承諾を得ることなく、本サービス以外の目的のために利用し、若しくは第三者に利用させ、又は開示・漏洩しないものとします。また、当社は、前項の個人情報の漏洩、目的外利用、紛失、改ざん等(以下「漏洩等」といいます。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。

第25条 サポート・サービスの特約

1. 当社は、本サービスに関する使用上有用な情報の提供及び問題解決支援を電子メールにて行うものとします。

2. 当社は、前項に定めるサポート・サービスを当社の営業日の9:30~17:00の時間帯に行うものとします。

3. サポート・サービスの目的を達成するため、お客様は、次の各号に定める事項を実施するものとします。なお、これに要する費用はお客様の負担とします。

(1) お客様の装置の設置場所その他お客様の関係場所において行うサポート・サービスに必要となる消耗品を当社に提供すること。

(2) お客様の装置の設置場所その他お客様の関係場所において行うサポート・サービスに必要となる用役費その他電力料金及び通信などの費用はお客様の負担とします。

4. 当社は、サポート・サービスの結果について、本サービス及び本アプリケーションのすべてのバグ及びその他の法律上の契約不適合が訂正されること及び本サービス及び本アプリケーションが正常に作動し続けることまでを保証するものではありません。

第26条 個人情報の定義

本約款において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・メールアドレスその他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができそれにより特定の個人を識別することができることとなるものも含まれます。)をいいます。

第 27 条 個人情報の管理

1. 当社は、本サービスを提供するにあたり、お客様から受領した個人情報を適切に管理すると共にお客様の書面による承諾なく第三者に開示若しくは提供・漏洩又は複製してはならないものとします。
2. 当社は、お客様から受領した個人情報を本サービス提供及びサービス利用情報の統計取得にのみ利用するものとし、その他の目的に使用してはならないものとします。
3. 当社は、個別契約の遂行において、個人情報の取扱責任者を定めるものとします。
4. 当社は、お客様から受領した個人情報への不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん、漏洩等の危険に対して合理的な安全対策を講ずるものとします。
5. 当社は、お客様から受領した個人情報にアクセスできる者を限定し、それ以外の者にアクセスさせてはならないものとします。なお、当該アクセス者に対して、お客様の保有する個人情報の紛失・破壊・改ざん、漏洩等を行わないことを十分認識させるものとします。

第 28 条 個人情報の再委託

当社は、お客様から受領した個人情報の全部又は一部を再委託する場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

第 29 条 個人情報に関する事故発生時の通知義務

当社は、お客様から受領した個人情報に関して、紛失、漏洩、破壊等の事故が発生した場合は、直ちにお客様に通知し、お客様の指示に従うとともに、事故による損害を最小限に止めるために必要な措置を講ずるものとします。

第 30 条 個人情報の削除

1. 当社は、お客様から提供された個人情報について、本契約の終了後は、速やかに安全に消去するよう努めるものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当該個人情報の削除に多額の費用を要する場合その他の削除を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、当該個人情報の削除を免除されるものとします。

第 31 条 サービス利用情報の取扱い

1. サービス利用情報は、お客様の対象サービス利用状況を把握しお客様へ対象サービス利用についてアドバイスするため及び対象サービス利用状況の統計を取り、対象サービスへフィードバックするために収集した製品のインストール情報、製品の設定・ポリシー情報、製品機能の操作履歴、製品のログ等を含みますが、これらに限定されないお客様における対象サービス利用に関する情報をいいます。
2. サービス利用情報は、個人が特定されないデータとした上で当社の資産として個別契約の終了後も本サービス上に保管することができるものとします。

—以上—

アプリケーション使用許諾契約書

お客様は、本「アプリケーション使用許諾契約書」(以下「本許諾書」といいます。)の内容に同意した場合に限り、秘文 Endpoint Protection Service のアプリケーション(以下「アプリ」といいます。)を使用できます。アプリケーションには、本アプリケーション使用許諾契約条項に加え、トライアルサービス利用約款も適用されます。なお、アプリのダウンロードをもってお客様は本許諾書に同意したものとし、本許諾書は効力を生じます。

(使用許諾)

第1条 当社は、お客様に、アプリを当社所定の対応クライアントにダウンロードして使用する権利を非独占的に許諾します。なお、アプリの使用で生じる通信費用等の一切の費用はお客様が負担します。

(禁止事項)

第2条 お客様は、アプリを使用するに当たり以下の行為をしてはならないものとします。

- ①アプリの全部又は一部の複製、変更、修正、改変又は翻案する行為(第三者にかかる行為をさせることも含む)
- ②逆コンパイル、逆アセンブルその他リバースエンジニアリング等の行為(第三者にかかる行為をさせることも含む)
- ③使用許諾、譲渡、販売、頒布、リース、貸与その他の方法により、第三者にアプリを使用させる行為
- ④アプリの使用目的を超えて利用する行為
- ⑤当社又はアプリの知的財産権等を有する第三者(以下「当社等」)若しくはアプリの信頼を毀損する行為
- ⑥他者の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為
- ⑦他者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為
- ⑧他者を差別し若しくは誹謗中傷し又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- ⑨アプリにより利用できるコンテンツを改ざん又は消去する行為
- ⑩他者になりすましてアプリを利用する行為
- ⑪ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為
- ⑫他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為
- ⑬猥褻、児童ポルノ又は児童虐待に当たり若しくは公序良俗に反する画像、文書等を送信又は掲載する行為
- ⑭無断で他者に広告、宣伝若しくは勧誘する行為
- ⑮無限連鎖講を開設し又は加入を勧誘する行為
- ⑯詐欺罪等の刑事犯罪に関連する行為
- ⑰法令、条例等に違反する行為若しくは公序良俗に反する行為
- ⑱前各号の趣旨に照らし当社等が不相当と判断した行為

(利用者情報の取扱い)

第3条 当社は、お客様がアプリを使用するに当たり第1号の利用者情報を自動的に取得します。なお、利用者情報の取扱いについて、第2号、第4号、第5号に定めるほか、アプリケーション・プライバシーポリシー(以下「ポリシー」。詳細は <https://www.hitachi-solutions.co.jp/app/> を参照)に従うものとし、お客様はポリシーの内容をあらかじめ確認し、これに承諾します。このポリシーは本許諾書の一部を構成します。

- ①取得する利用者情報：アプリを実行したクライアントの端末情報、ファイル操作情報、ユーザ操作情報(詳細は、マニュアル参照)
- ②使用目的：クライアントのファイル操作、ユーザ操作の記録を取得するため。
- ③取得方法：アプリ起動時に自動的に取得。
- ④取得する利用者情報の保存場所：本サービスのサーバ内。

⑤第三者提供の有無：無。

(当社の免責)

第4条 アプリは現状有姿で提供され、当社等は、お客様へのアプリの提供に際し明示又は黙示を問わず、法律上の契約不適合のないこと、正確性、有用性、商品性及び特定目的適合性並びに第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権の知的財産権その他の権利(以下「知的財産権等」といいます。)及び営業秘密等の非侵害性を含むがこれに限定されない一切の保証を供しません。また、お客様によるアプリの使用又はその終了及びその結果に伴う全ての責任はお客様の負担となります。

2. 前(1)に加え、当社等は、お客様へのアプリの提供に際し次の各号も一切責任を負いません。

- ①アプリの使用又は不使用に関してお客様に生じたクレーム、損失又は損害
- ②アプリの使用によりお客様が利用できるコンテンツに関する責任
- ③アプリを使用してお客様が提供又は伝送する情報の内容等及びそれに起因する損害

(輸出等の処置)

第5条 お客様がアプリの全部若しくは一部を単独で又は他の製品と組合せ若しくは他の製品の一部として直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、お客様は、外国為替及び外国貿易法の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上必要な手続きをとります。

- ① 輸出するとき。
- ② 海外へ持出すとき。
- ③ 非居住者へ提供し又は使用させるとき。
- ④ 前3号に定めるほか、外国為替及び外国貿易法又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

(有効期間)

第6条 本許諾書は、本許諾書の効力発生日から本約款第5条のサービス期間満了まで効力を有するものとします。

(本許諾書終了時の取扱い)

第7条 本許諾書が終了した場合、お客様はアプリの使用を直ちに停止するものとします。また、お客様は当社所定の対応クライアントからアプリを速やかにアンインストール又は当社所定の対応クライアントの初期化を実施するものとします。

(存続条項)

第8条 本許諾書が終了した場合においても、本許諾書条項の第5条及び本条の定めは、有効に存続するものとします。

(評価版アプリケーション)

第9条 お客様が、アプリを評価用のアプリケーション(以下「評価版アプリケーション」といいます。)として受け取った場合は、本条の規定が適用されます。

2. お客様は、評価版アプリケーションを評価の目的においてのみ、かつ、評価版アプリケーションをお客様の特定の装置に組み込んだときから本サービスの利用申込書で定めた利用期間に限り使用することができます。
3. 当社は、評価版アプリケーションに関し、お客様に対し一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、評価版アプリケーションを第三者に対し、有償であると無償であるとを問わず、譲渡、使用許諾その他の方法で開示し又は使用させてはならないものとします。

(オープンソースソフトウェアの使用条件)

第 10 条 本アプリは、以下に示すオープンソースソフトウェアを含んでいます。これらのオープンソースソフトウェアの使用条件はそれぞれの適用ライセンスに従います。各オープンソースソフトウェアの使用条件等は、各々の適用ライセンスをご参照ください。

項番	オープンソースソフトウェア	ライセンス形態	本アプリケーションで適用するライセンス形態	ライセンス詳細
1	C++ REST SDK	MIT License	同左	(※1)
2	JamesNK/Newtonsoft.Json	MIT License	同左	(※2)
3	DotNetZip	Microsoft Public License	同左	(※3)
4	The OpenSSL library Redist	OpenSSL License SSLeay License	同左	(※4)
5	XmXmlNodeWrapper	The Code Project Open License (CPOL) 1.02	同左	(※5)
6	VBA-JSON	MIT License	同左	(※6)

(※1)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://github.com/microsoft/cpprestsdk/blob/master/license.txt>

(※2)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://github.com/JamesNK/Newtonsoft.Json/blob/master/LICENSE.md>

(※3)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://github.com/DinoChiesa/DotNetZip/blob/master/License.txt>

(※4)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.openssl.org/source/license-openssl-ssleay.txt>

(※5)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://www.codeproject.com/info/cpol10.aspx>

(※6)ライセンスの詳細は、以下をご参照ください。

<https://github.com/VBA-tools/VBA-JSON/blob/master/LICENSE>

2. 当該オープンソースソフトウェアについては、別途著作権その他の権利を有する第三者の知的財産です。また、無償での使用許諾であり、当社及び当該オープンソースソフトウェアの権利を有する第三者は、当該オープンソースソフトウェア及びその使用または使用不能に関して生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

以上